【 高島市計画相談ハンドブック・高島ルールの確認について 】

(受給者証の期間について)

- **Q1.**障害支援区分の期間とサービス支給の期間と利用者負担の有効期間との関係はそれぞれ別の期間と考えるで良いのでしょうか?いずれかの期間に合わせる期間で決定されるのでしょうか?
- A1. それぞれ別の期間というものではなく、期間が長い順に(1→2→3)となります。
 - 1. 障害支援区分期間(基本) 誕生日が属する月の翌月1日から3年後の誕生日が属する月の月末まで。なお、有効期間の短縮もある。
 - 2. サービス利用期間 誕生日が属する月の翌月1日から1年後の誕生日が属する月の月末まで(サービスの種類により1~3年)
- 3. 利用者負担上限月額 誕生日が属する月の翌月1日から1年後の誕生日が属する月の月末まで 障害支援区分期間は、3年が基本だが、障がいの状況や誕生月などの加減で変わることがある。 サービスの種類:施設系3年、介護給付1年、就労系は1年以内、通所系も3年以内。ハンドブックで確認。

追加 Q:高島ルールの違いを再確認したい。以前、介護給付や B 型(有期限でないもの)は3年と聞いていたが・・サービス担当者会議を開くべきタイミングはどうか?

- 有期限でないものは、モニタリングを通してプラン継続可能。3年で、サービス担当者会議開催。(開始から3年以内)
- ・ 就労支援と自立支援・就労定着は、1年ごとで開催する必要がある。
- B型だけの利用者は区分が出ていないので、サービス提供3年以内を確認して進めている。
- ※上記は Q3 に連動して理解されたい。
- そもそものプラン・目標設定で、有効な期間で見直しをすべきではないか。有効であれば、就労系1年であったとしても、3年でも可能。

追加 Q ハンドブック P16 の記載はそもそも短期「1年」を設定しているのではないか?

• 基本、そう考えられてよい。施設入所の方など、1年で見直しはされているか?あくまで、利用者のタイミングで見直しを進めてほしい。

追加 Q「高島ルール」の際、状態の変化が前提での3年間設定だったはず。再確認したい。

追加 Q「高島ルール」って何?

- 100%計画相談立てる目標で、実態に即した運用ルールを考えたもの。頻度の高い作業ルールの有効性を確認して省略・緩和した部分をルールにまとめたはず。
- 全国のマニュアルは、計画案を作って市に提出し、サービス担当者会議を開催するという手順だが、高島市では計画案の提出はなくてもよいというルールにした。サービス支給は市町の裁定によるため、地域性の違いを踏まえたルール設定となった経緯がある。
- 市町でやりやすい運用ルールが作られていること。基本部分は踏襲しているはずだが、細目で違っている。更新も されているので、新たなルールを追加していきたい。

追加 Q 移行・定着・自立訓練、受給者証の有効期限のために計画を作っているが、サービス利用期間の設定について・ Q4.5 で回答していることと同様。

Q2.計画相談事業所からサービス等利用計画を提出するタイミングはサービス支給期間が切れるタイミングでしょうか?

A2. 原則、サービス支給期間が終了するまでに、提出してください。

Q3.Q2.に関係して、サービス支給期間が1年である方でプランは3年間有効の方(区分は非該当)とは?

A3.基本的に、そもそもの計画における目標の時期の設定が、1年後なのか3年後なのかによると考えます。さらには、この目標の設定が利用者にとって妥当なものなのか、高すぎるのか低すぎるのかの見極めにもよると理解しており、それを評価するための手段がモニタリングです。

Q4. 就労移行などの有期限のサービスについて、決定は実際のサービス利用日からの 2 年間?

A4.お見込みのとおりです

※支給決定は、誕生月を基本にしているが、この間、実際は混在している。今後は A5 の方法で統一していく。利用計画を立てる際にやりやすいと判断。

Q5.就労移行などの有期限のサービスについて、サービスの支給期間と誕生日との関係?

A5. (例) 利用者の誕生日が10月2日の場合

サービス支給期間 令和3年10月15日~令和4年10月14日 利用者負担算定期間 令和3年10月15日~令和3年10月31日

令和3年11月 1日~令和4年10月14日 となります。

- **Q6.**①就労移行などの有期限のサービスについて、月途中からのサービス開始の時のモニタリングはサービス開始月でしょうか?(開始日によるものかもしれませんが)
 - ②新規利用者のプランを作成した場合、月初めであれば1回目のモニタリングは同月になると思いますが、月の後半からの利用者の場合1回目が翌月になるようにしています。ただ、何日以降等のプランから翌月に回すべきなのか迷うことがあります。何日以降等の決まったルールがあれば解りやすいと思います。

A6. ①サービス開始月の翌月と考えます。

②その月の半分が経過しているかどうかになると考えます。

※具体的な日は決めがたいのが正直なところ。この中で検討して決められるならそれで良い。

【以下、協議内容】

- モニタリングは合意形成の中で決めていく事。新しいサービスを入れた時は密にしておきたい。安定した人なら好いが、不安定な人もあり、個別で判断できるようにしたい。
- ちゃんとモニタリングすることが大事。利用状況に合わせていけば良いはず。日数ではないほうが良い。
- 新規の方は最初の3か月は丁寧にモニタリングしている。同月のモニタリングにこだわらず、請求を翌月に回すことにしている。
- 実際のモニタリングと請求とのずれが起きる事は認められるべきはず。
- たくさんのケースを抱えている中、必ず1か月という難しい。調整して実施しているのが実態ではないか。
- ・ もともと新規の際は、サービス開始の同月モニタリングが必須となっていたので、この質問があった。翌月に 回してもよいという日数基準を示してほしかった。今回の A で半月というのが示されているのでそれでよい のではないか。→モニタリングのルールは市町の裁量の範囲。
- 原則とするなら、おおむね半月経過かどうかで良いのではないか?
- 安定している方での対応、モニタリング計画を修正されたことや会議開催の請求修正などもありもやもやしていたが、半月基準が示されて、少し楽になった。これで良いと思う。

Q7.養護学校卒の方の支援区分の決定について、卒業当初は区分が出るかと思いますが、区分の更新時では、区分が必要でない方は『非該当』になりますか?

A7.お見込みのとおりです。

新規更新の多い年、区分が必要でない方は「非該当』とさせてもらっている。

追加 Q 養護学校卒業:3年生の担当。進路は B 事業所の見込み。18歳を超える際、どのように、他の計画相談に引き継がれれるか教えてほしい。アップルハウスは障がい児の事業所なので、必ず他への引継ぎが必要になる。どうやって決まるのか?

- 養護学校卒業の方、どう引き継ぐか、初めてのことになる。9月誕生月でも、卒業までは障がい児としてサービス利用され、3月末の段階で、成人として計画相談がつく。卒業後の進路が確定したところで、調整する。
- 初期加算3か月前から有効なので、計画相談で契約した段階で障害児からの切り替えになる。(制度的に)

(サービス等利用計画について)

Q8.地域活動支援事業をサービス利用中の方に入れた場合、プランへの反映は次回のプラン作成時で良いと考えていますが如何ですか?

A8.次回ではなく、その都度プランに反映させ、市へ提出してください。(利用者にとっては、障害福祉サービスの一部です。)また、行動援護と移動支援等適切なサービス利用を検討しなければなりません。

追加 Q 訪問入浴やたすけあい高島など制度外を追加した場合も請求可能?

- その人に必要な社会資源であれば、プランに組み込むのは当然であり、更新プランの請求も可能。
- 新しいサービスが入ることは目標も変わる。したがってプラン変更になり、請求可能と判断。
- 制度外のサービス利用について、本人の希望があってもプラン上の修正が必要か判断してもらいたい。

追加 Q コロナ禍で「サービス担当者会議の開催自粛」もあるが、プラン変更のたびに必要か?

• 可能な限り、対面が望ましいが、事情を鑑み、Zoom活用や、個別面談での話し合いなど工夫してもらいたい。

(モニタリングの間隔について)

Q9. 12 月が誕生日の方で、2 月からヘルパーを利用 3 ヵ月モニの場合

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
A 事業所	画	₹	₹	ŧ	₹			₹			₹			₹			Ħ
		1	2	3	4						6			7			
B 事業所	画	ŧ	ŧ	Ŧ			Ŧ			Ŧ	Ŧ			ŧ			₹
		1	2	3						⑤							

この部分は各事業所で違う(特に規定はない?) 統一した方が分かりやすいか?どうか?

A9.3月① 4月② 5月③ 8月④ 12月⑤ となります。

誕生月に合わせるための工夫で A/B とも苦労されているようだが、最終⑤モニタリングで違いがある。ただ、会議の合意を基本にしてもらいたい。

追加 Q:国の Q&A のP31では、「A 事業所の方式」になるが?初期の「3か月以上モニタリング」とされているが。 追加 Q:A と B、実際の実施計画。誕生月の実施から遡って3か月と初期3か月で統一されてきているように思うが?

一度持ち帰り、検討し再回答する。

(地域生活拠点等事業の加算について)

- **Q10.**地域生活拠点等事業の加算対象になる時、相談員として何を行った時に加算請求ができるのか?内容の具体的な例を提示して頂けると解りやすいと思います。
- **A10.**具体的な事例を積み上げながら検討する必要があり、現在、事例の提出をお願いしているところです。 この事業をみなさんで作り運営していければと思いますので、ご協力をお願いします。

追加 Q:ヒアリングでは、緊急時の場合と地域づくりのケースをポイントにしているが、つながりにくいのではないか?

- ・ 大枠の条件:短期入所につないだ場合のほか、ヒアリングしている。
- まだ検討中。提出シートにかけない場合、いろいろ思う事例を出してもらいたい。